

令和3年 2月8日

YFAコロナ禍活動ガイドライン通知 (第2版)

本協会は、新型コロナウイルス感染拡大抑制のため昨年9月にコロナ感染拡大抑制活動制限(第1版)を通知いたしました。その後、ご承知のように国内全体の感染拡大が止まらずステージⅣの状態が続き、国からは1月に11都府県へ【非常事態宣言】が発令されました。現在は感染拡大も減少傾向に向いてはいますが、当初2月7日解除予定が1か月延長となり更なる拡大防止策を講じていくことが国民に求められています。

このような中、本協会も多岐にわたりサッカー活動を行っておりますが、今後の感染リスクを想定し【第2版サッカー活動制限ガイドライン】を作成しました。当ガイドラインは県、自治体、学校関係の情報を十分に考慮しつつ実行してまいります。

サッカー関係者の皆様には日ごろのサッカー活動が多少低下いたしますが、今まで同様に[コロナ禍]における安全・安心を確保し、早期に通常のサッカー活動ができることを願い、関係各位のご協力をお願いいたします。

記

ガイドライン概要(詳細は別紙第2版ガイドライン参照)

*現時点(山梨県ステージⅢ)の活動制限

:【非常事態宣言】発令都府県と関係するサッカー活動

:上記発令がされていない都府県と関係するサッカー活動

*今後、当県がステージⅣ【非常事態宣言発令】時の活動制限

以上